

JSG ニュースレター  
<Tax>  
「所得税法」の一部条文改正案が  
立法院を正式通過

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は、所得税の源泉徴収制度を最適化し、源泉徴収義務のある 120 万あまりの事業体の権益保護を図るため、[「所得税法」一部条文改正案](#)を提出しており、2024 年 7 月 15 日付で立法院において可決されました。改正案のポイントは以下のとおりです。詳細な条文については後日発表される予定です。

改正ポイント	新規追加/改正の内容
源泉徴収義務者の範囲	・ 源泉徴収義務者の範囲を改正する。現行規定の「支払を行う会社の責任者、機関または団体で源泉徴収義務のある事業体の主管者等の自然人」から「事業者、機関、団体等自身」に改正する。
非居住者に対する支払いに係る源泉徴収申告作業	・ 非居住者に対する支払いに係る源泉徴収税額の納付、源泉徴収票の申告及び発行・交付期限について、祝日が 3 日以上連続する場合には、その期限を 5 日延長できるとする条文を追加する。

**規定により源泉徴収票の申告、発行・交付を行わない場合のペナルティ**

・ 規定に基づく源泉徴収票の申告及び発行・交付を行わない場合のペナルティについて改正。徴税機関に一定の金額の範囲内で、個々の案件の違反の程度に応じて処罰する裁量権を与える。

**勤業衆信の見解**

現行の所得税法では、源泉徴収義務者は会社の責任者、機関または団体の主管者ですが、改正後は会社、機関または団体自身となり、権限と責任が一致します。また、非居住者に対する支払いに係る源泉徴収義務について、祝日が3日以上連続する場合は、納付期限を5日延長することができ、作業負荷が大幅に軽減されます。このほか、規定に違反し、申告を行わない場合の過料は、違反の程度に鑑みて決定されることで、源泉徴収義務者の権益保護につながります。

今般の改正条文の施行日は行政院が決定しますので、源泉徴収義務者は今後発表される施行日にご留意ください。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)

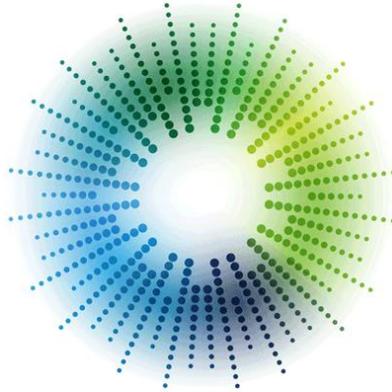


Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についての責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。



## 日商組新聞稿

### <Tax>

## 立法院三讀通過「所得稅法」部分條文修正草案

為優化所得稅扣繳制度，維護120萬餘家扣繳單位之權益，財政部擬具「[所得稅法](#)」部分條文修正草案，立法院於113年7月15日三讀通過。謹彙整草案修正重點如下，後續取得條文將再發布：

修法方向	增訂/修訂內容
扣繳義務人範圍	· 修正扣繳義務人範圍，由給付所得之事業其負責人、機關或團體其責應扣繳單位主管等自然人，改為事業、機關或團體等本身。
非居住者扣繳申報	· 增訂非居住者扣繳稅款之繳納、憑單申報及填發期限，遇連續3日以上國定假日，得延長5日。
未依規定申報與填發憑單罰則	· 修正未依規定申報與填發憑單罰則，賦予稽徵機關得於一定裁罰金額範圍內衡酌具體個案違章情節輕重，給予不同程度處罰之裁量權。

## 勤業眾信觀點

現行由公司負責人、機關或團體的主管擔任扣繳義務人，修法後改由該公司、機關或團體本身作為扣繳義務人，使權責相符。對於給付非居住者所得的扣繳義務，若遇連續3日以上國定假日，繳納期限可延長5日，以大幅減輕作業壓力。此外，違規未申報者的罰款將依違章情節輕重而定，有助維護扣繳義務人權益。本次修正條文施行日期將由行政院定之，請扣繳義務人注意後續施行日期。



Get in touch

[日商組新聞稿之歷史消息請點這](#)

[日商組官方網站請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所網絡及其相關實體(統稱為"Deloitte 組織")。DTTL(也稱為"Deloitte 全球")每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不能就第三方承擔義務或進行約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他行為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、邦加羅爾、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、孟買、新德里、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。

對於本出版物中資料之正確性及完整性，不作任何(明示或暗示)陳述、保證或承諾。DTTL、會員所、關聯機構、雇員或代理人均不對任何直接或間接因任何人依賴本通訊而產生的任何損失或損害承擔責任或保證(明示或暗示)。DTTL 和每一個會員所及相關實體是法律上獨立的實體。

© 2024 勤業眾信版權所有 保留一切權利